

－独立行政法人農畜産業振興機構－

農業協同組合連合会等に対する肉用牛等の販売に係る補填金の交付について(独立行政法人農畜産業振興機構理事長宛て)

農業経営事業を実施していない農協連等への補填金交付額に対する機構の補助金相当額(支出)

24億2354万円

1 制度の概要

(1) 肉用牛等の販売に係る補填金の概要

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、国から交付される交付金等を財源として、畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助している。

機構が経費を補助するもののうち、肉用牛の販売に係る補填の事業は平成13年度から行われており、24、25両年度については、肉用牛肥育経営安定特別対策事業として、肉用牛肥育経営を対象とした畜産経営の安定を図るために、肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱等に基づき、都道府県の畜産協会等が肥育牛生産者に対して、肉用牛を販売した日が属する四半期ごとの市場取引価格等により算定された1頭当たりの粗収益が同四半期における生産費を下回った場合に、その差額の8割を上限として補填金（以下「肉用牛補填金」という。）を交付するものとなっている。肉用牛補填金は機構と肥育牛生産者等とが原則として3対1の割合で造成した基金を取り崩して交付され、24、25両年度における肥育牛生産者への肉用牛補填金の交付額は計677億2153万余円（機構の補助金相当額508億2489万余円）となっている。

また、肉豚の販売に係る補填の事業は7年度から21年度までは地域単位で、22年度からは全国一律で行われており、24年度については、養豚経営安定対策事業として、養豚経営を対象とした畜産経営の安定を図るために、養豚経営安定対策事業実施要綱等に基づき、機構が、養豚事業者に対して、豚枝肉価格が生産費に相当する保証基準価格を下回った場合に、その差額の8割について補填金（以下「養豚補填金」という。）を交付するものとなっている。養豚補填金は養豚事業者等が造成した基金を取り崩した額にこれと同額の機構からの補助金を加えて交付され、24年度における養豚事業者への養豚補填金の交付額は計347億1033万余円（機構の補助金相当額173億5516万余円）である。なお、25年度においては肉豚1頭当たりの粗収益が生産費を下回らなかったことから、養豚補填金は交付されていない。

肉用牛肥育経営安定特別対策事業及び養豚経営安定対策事業（以下、これらの事業を合わせて「両事業」という。）の実施要綱等によれば、肥育牛生産者又は養豚事業者の補填金の交付対象となる要件は、肉用牛肥育経営安定特別対策事業については販売することを目的として牛の肥育を行う肥育牛生産者、養豚経営安定対策事業については販売することを目的として豚を飼養する畜産業を営む養豚事業者とされており、いずれも販売を目的として肉用牛又は肉豚（以下「肉用牛等」という。）を飼養していることが要件となっている。また、肉用牛等を飼養して販売しているものの、販売を目的としていない試験研究機関、学校法人等は、両事業の補填金の交付対象にならないことから、補填金の交付を受けていない。一方、農業協同組合連合会（以下「農協連」という。）及び農業協同組合（以下「農協」といい、これらを合わせて「農協連等」という。）については、明確な定めはないが、機構が定めた「肉用牛肥育経営安定特別対策事業Q & A」等において、農協連等の直営の牧場等は両事

業の補填金の交付対象となっている。

(2) 農協連等が行うことのできる事業等の概要

農協連は、農業協同組合法（以下「農協法」という。）により、農協等の法人が会員となっており、都道府県の区域を超える区域又は都道府県の区域を事業区域としている。また、農協は、農業者、当該農協の地区内に住所を有する個人等が組合員となっている。そして、農協連等は、営利を目的としてその事業を行ってはならないこととなっている。また、農協連等が行うことができる事業については農協法により限定されており、組合員等のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導（以下「指導事業」という。）、組合員等への資金の貸付け、組合員等の事業に必要な物資の供給等の事業が具体的に列挙されているほか、例外的な事業として一定の農業の経営及びこれに附帯する事業（以下「農業経営事業」という。）が挙げられている。

そして、農協連等が自ら農業経営事業を行う場合は、農協法に基づき、総組合員等の3分の2以上の書面による同意を得た上で、農業経営規程を定めて農林水産大臣又は都道府県知事の承認を受けることとなっている。また、農業経営事業は、上記のとおり組合員等の必要に応じてその営農と競合しない範囲で行われることとなっているため、当該事業の開始に当たっては、農協が事業を行う場合には、組合員にその趣旨等を十分周知するなどし、農協連が事業を行う場合には、更に農協の機能を補完する観点から行われることを基本として、農協連と関係する農協との間で十分調整することとなっている。

2 本院の検査結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

64農協連等は、直営の牧場等において肉用牛等を飼養し、24、25両年度に肉用牛及び肉豚計447,485頭を販売しており、24年度に61農協連等において肉用牛補填金計19億5460万余円、12農協連等において養豚補填金計9億7742万余円、25年度に29農協連等において肉用牛補填金計8億2350万余円、合計37億5553万余円（機構の補助金相当額計25億7251万余円）の補填金の交付を受けていた。

そして、その飼養する目的について、13農協は、農業経営規程を定めて、農業経営事業として組合員等の必要に応じて、新たな担い手が確保できるまでのつなぎや産地形成に資するなどのために販売することとしている。一方、残りの51農協連等は、指導事業として肉用牛等を販売してと畜した後の肉質の格付等のデータを分析してその結果を組合員等に提供したり、肉用牛等の疾病対策等のための実証試験を行い、その結果を組合員等に提供したりするためとしている。しかし、肉質の格付等のデータを分析してその結果を組合員等に提供することなどは組合員等への指導を目的とする事業であって、販売を目的として肉用牛等を飼養していることにはならない。したがって、指導事業の一環として肉用牛等を飼養及び販売している51農協連等に対して24、25両年度に交付された肉用牛補填金計26億4398万余円及び養豚補填金計8億8067万余円の合計35億2466万余円（機構の補助金相当額計24億2354万余円）は、販売を目的として肉用牛等を飼養する畜産経営の安定を図るという事業の目的に沿うものとなっていない。

3 本院が要求する改善の処置

機構において、農協連等に対する両事業の補填金について、両事業の実施要綱等を改正して、指導事業の一環として肉用牛等を飼養及び販売する場合には両事業の補填金の交付対象としないこととして、その交付対象を明確にするなどにより、補填金の交付が販売を目的として肉用牛等を飼養する畜産経営の安定を図るとする目的に沿うものとなるよう改善の処置を要求する。